

第6章 方法書についての意見と事業者の見解

6.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

6.1.1 方法書の公告及び縦覧

1. 方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨その他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日の翌日から起算して1年間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

(1) 公告の日

令和3年1月12日(火)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和3年1月11日(月)付 福島民報(会津版)

※令和3年1月17日(日)、24日(日)に開催する説明会についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

令和3年1月12日(火)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト(別紙2-1参照)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-44.html>

- ・会津若松市のウェブサイト(別紙2-2参照)

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/bunya/kankyo/>

- ・クリーンエナジー合同会社のウェブサイト(別紙2-3参照)

<http://www.cleanenergy.co.jp/hyoukahouhousho.html>

(3) 縦覧場所等

関係自治体庁舎等計13箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 自治体庁舎等

- ・福島県生活環境部環境共生課(西庁舎8階)
- ・会津若松市役所栄町第二庁舎市民部環境生活課
- ・会津若松市役所北会津支所
- ・会津若松市役所河東支所
- ・会津若松市役所湊市民センター
- ・会津若松市役所大戸市民センター
- ・会津若松市役所北市民センター

- ・会津若松市役所南市民センター
- ・会津若松市役所一箕市民センター
- ・会津若松市役所東市民センター
- ・会津若松市生涯学習総合センター（會津稽古堂）
- ・会津美里町役場本郷庁舎
- ・猪苗代町役場企画財務課

② インターネットの利用による公表

事業者のホームページにおいて方法書及び要約書を掲載するとともに、福島県のウェブサイトから方法書及び要約書を閲覧可能とした。

(4) 縦覧期間

縦覧期間は、令和3年1月12日（火）から令和3年2月12日（金）までとし、縦覧時間は自治体庁舎等の開庁時間とした。

インターネットによる公表は、縦覧期間と同じとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数（縦覧者記録記載者数）

縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）は1件であった。

2. 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年 法律第81号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場①】

- ・開催日時：令和3年1月17日（日）午前10時～午前11時30分
- ・開催場所：会津若松市文化センター
- ・来場者数：8名

【会場②】

- ・開催日時：令和3年1月24日（日）午前10時～午後12時
- ・開催場所：東公民館
- ・来場者数：4名

【会場③】

- ・開催日時：令和3年1月24日（日） 午後2時～午後4時
- ・開催場所：湊公民館
- ・来場者数：14名

3. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第3条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月12日（火）から令和3年2月26日（金）までとした。
（縦覧期間と同じとし、郵送の受付は最終日の消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、次の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出総数は5通であり、このうち環境の保全の見地からの意見は、41件であった。

6.1.2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」（平成9年 法律第81号）第8条の1項の規定に基づいて、事業者に対して提出された環境の保全の見地からの意見は41件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見はなかった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表6.1-1に示すとおりである。

表 6.1-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

東京都世田谷区 A 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1-1	<p>1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（クリーンエネルギー合同会社）及び委託先（陸奥テックコンサルタント株式会社）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。</p>	<p>意見は全文を順番どおり記載いたしました。</p>
1-2	<p>2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見（2020年に出版された文献）』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月, 船越公威)</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。 【準備書における対応方針】 現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第10章に記載しました。</p>
1-3	<p>3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転するのか？仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 (理由：コウモリ類の保全上必要な諸元のため)</p>	<p>停止時、待機時はフェザリングを行うため、ほとんど回転しませんが、カットイン風速未満では受風状況によっては、ブレードがゆっくりと回転する場合があります。 バットストライクの予測は上記の内容を踏まえて検討いたします。 【準備書における対応方針】 現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第10章に記載しました。</p>
1-4	<p>4. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これについて事業者の考えを述べて頂きたい。 ※45個体（4種、1～32個体）、2015、07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11, 2017） ※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」（重毘達也ほか、東海自然誌(11)、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30年10</p>	<p>ご提示いただきました事例のように風力発電施設の存在によりバットストライクが発生することを認識しております。 このため、コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。 【準備書における対応方針】 現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第10章に記載しました。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>、株式会社ジェイウインド) 青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社)秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社)青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社)北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」(令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社)岩手県</p>	
1-5	<p>5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第 10 章に記載しました。</p>
1-6	<p>6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。</p> <p>※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>現地調査結果を踏まえた環境保全措置については第 10 章に記載しました。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
1-7	<p>7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ保全措置</u>（フェザーモード）を行うかもしれない。しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を採用する場合は、専門家の助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>現地調査結果を踏まえた環境保全措置については第 10 章に記載しました。</p>
1-8	<p>8. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。</p> <p>コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置及び事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第 10 章に記載しました。</p>
1-9	<p>9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。</p>	<p>予測結果につきましては、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>「予測の不確実性」とは、「過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合」（発電所アセス省令第 31 条第 1 項）とされており、この定義に基づき事後調査を行うこととしており、事後調査については第 10 章に記載しました。</p>
1-10	<p>10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第 10 章に記載しました。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ	
1-11	<p>11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p><u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】 現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第10章に記載しました。</p>
1-12	<p>12. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林から200m以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。風力発電機は樹林から200m以上離して設置して欲しい。仮に樹林から200m以上離せない場合は、バットストライクのリスクが上がるので、上記の低減措置を実施して頂きたい。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県）</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】 現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第10章に記載しました。</p>
1-13	<p>13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はないことを把握しております。</p> <p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】 現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第10章に記載しました。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
1-14	<p>14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、「風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書」）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置及び事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第10章に記載しました。</p>
1-15	<p>15. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する。</p> <p>（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。</p> <p>また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</p>	<p>ご提示いただきました予測手法や専門家等のご助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>現地調査結果及び予測評価については第10章に記載しました。</p>
1-16	<p>16. 自動録音バットディテクターを使用した調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で、長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 <p>（意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版</p> <p>“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>詳細な調査手法につきましては、専門家等のご助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>現地調査方法及び結果については第10章に記載しました。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
1-17	<p>17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について</p> <p>準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細 	<p>自動録音バットディテクターを使用した解析につきましては、使用機種等の諸元や使用条件等を準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>現地調査方法及び結果については第 10 章に記載しました。</p>
1-18	<p>18. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 1</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、<u>「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</u></p>	<p>予測手法については、専門家の助言を踏まえて検討しております。</p> <p>また、予測手法は審査結果を踏まえて決定しますが、必要な場合は経済産業大臣に対して、技術的な助言を求める予定です。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>現地調査結果及び予測評価については第 10 章に記載しました。</p>
1-19	<p>19. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）</p> <p>P213. NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類の事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>事後調査については第 10 章に記載しました。</p>

o.	一般の意見	事業者の見解
1-20	<p>20. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、 <u>①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。</u> <u>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</u> <u>③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。</u> *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における。環境影響実態把握I報告書） P213.NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類の事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。 【準備書における対応方針】 事後調査については第10章に記載しました。</p>
1-21	<p>21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 （意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業における。コウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>コウモリ類の事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。 【準備書における対応方針】 事後調査については第10章に記載しました。</p>
1-22	<p>22. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>コウモリ類の事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。 【準備書における対応方針】 事後調査については第10章に記載しました。</p>

表 2-2 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 2）

福島県会津若松市 B 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
2-1	<p>(1) 対象事業実施区域における鳥類の生息状況について (仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響方法書（以下、方法書という）について、貴社が設定する対象事業実施区域（以下、計画地という）は環境省レッドリストの絶滅危惧 IB 類かつ国内希少野生動植物種に指定され、福島県のレッドリストにも絶滅危惧 IB 類として掲載されているクマタカの生息地と複数重なることが予想されることから、風力発電施設（以下、風車という）の建設により衝突死（以下、バードストライクという）および生息地放棄が発生する可能性が高いと考える。また、計画地にはサンバヤハチクマなどの希少猛禽類の渡り経路が存在するが、それに対しては障壁影響等が発生することが懸念される。</p> <p>配慮書に対する意見書で、クマタカの生息状況の確認と猛禽類の渡りに関する調査について、精度の高い調査を要望した。方法書によれば、希少猛禽類調査は「2 繁殖期を含む 2 年間、各月 3 日間程度、繁殖期は毎月定点観察を実施」としているが、調査内容を具体的に示すべきである。まず、繁殖期と非繁殖期の調査期間を明示し、全体で調査を何回実施するかを明示すべきである。また、調査地点は 9 か所とあるが、最低でも 3 日間ずつ 9 地点で同時に行うべきである。</p> <p>渡り鳥と希少猛禽類観察の定点からの、可視領域が計画地全域をカバーしていない。そのため、鳥類への影響を評価する基礎データが不十分となり、調査報告書の信頼性を損ねる可能性がある。観察地点の配置及び数の見直しを要望する。</p> <p>一般鳥類の現地調査について、生物多様性の観点から計画地とその周辺に生息する鳥類全体の生息環境や生物多様性も評価すべきである。そのため、一般鳥類の観察も重要と考える。ラインセンサス法とポイントセンサス法で 1 年間 春、繁殖期、夏、秋、冬の 5 回実施としているが、調査回数と月が明示されていない。特に 5 月は繁殖と渡りの時期でもあるので、詳細な調査が必要である。</p> <p>この月は週に 2 回程度の調査が必要である。</p> <p>渡り鳥の調査について、方法書にある定点観察では、 「日の出前後及び日没前後を中心とした時間に飛翔する渡り鳥を識別し、種、飛行ルート及び飛翔高度を記録する。」とあり、さらに調査期間は 1 年間、春の渡り 3 回、秋の渡り 3 回実施すると記載されているが、調査頻度についての詳細な記載がない。渡り鳥の種類、個体数、時期は年による変動があり、計画地におけるピーク状況を把握することが難しいので、1 週間連続観察を月に 2 回、あるいは 3 日間連続観察を月に 4 回の調査を 2 年間実施することを求める。小鳥類の渡りは夜間でも行われるので、目視や鳴き声を中心とした調査では不十分である。レーダー調査を活用し、夜間の小鳥類の渡りの状況を把握することも要望する</p>	<p>希少猛禽類の調査は下記のとおり計画しております。調査は全体で 24 回実施する予定で、各回、3 日間の調査を実施する予定です。</p> <p>1 年目 繁殖期 令和 2 年 12 月～ 令和 3 年 8 月 非繁殖期 令和 3 年 9 月～11 月</p> <p>2 年目 繁殖期 令和 3 年 12 月～ 令和 4 年 8 月 非繁殖期 令和 4 年 9 月～11 月</p> <p>観測地点の配置については、各地点からの可視領域を踏まえ、固定の定点のほか、移動定点等も検討し、計画地全域をカバーできるよう、十分なデータの取得に努めます。</p> <p>ラインセンサス法とポイントセンサス法の調査回数は各時季に 1 回計画しております。春は 4 月下旬から 5 月上旬、繁殖期は 5 月下旬から 6 月、夏は 7 月、秋は 9 月下旬から 10 月上旬、冬は 1 月から 2 月の期間を予定しています。</p> <p>渡りの調査は、春の渡りで 3 回、秋の渡りで 3 回実施する予定です。1 年目の調査結果について専門家等のご意見を伺い、2 年目の調査について、調査頻度も含めて検討いたします。</p> <p>また、詳細な渡り調査手法については専門家等の助言を踏まえて検討いたします。</p> <p>なお、ご指摘のレーダーによる調査ですが、計画地内は大半が樹林地となっており、調査の障害となる可能性があります。実施の可否について検討いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>鳥類の現地調査については第 10 章に記載しました。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
2-2	<p>(2) 方法書における影響評価の結果について</p> <p>背炙山地区には、南北の尾根沿いに大規模風力発電事業として、既設の「会津若松ウインドファーム」(エコパワー社)、計画中の貴社の「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業」(クリーンエナジー合同会社)と計画中の「(仮称)会津若松みなと風力発電事業」((株)イメージワン社)と計画中の「(仮称)会津若松ウインドファーム増設事業」(コスモエコパワー(株)社)があり、南隣に既設の「郡山布引高原風力発電所」((株)グリーンパワー郡山布引)もあり、これらすべてが、猪苗代湖西岸から南岸の山の尾根上に並び建つという状況が生まれようとしている。一方で布引高原を除いて、計画地はクマタカなどの希少猛禽類の貴重な生息地となっており、高密度で繁殖している。国内で風車建設によりクマタカやハイタカなど希少猛禽類のバードストライクや生息地放棄が起きていることが知られていることから、本事業が実施されるとクマタカなどの希少猛禽類にバードストライクや生息地放棄などの影響が生じ、さらに累積的影響として本事業のみならず近傍の既設風車でも生じることが予測される。</p> <p>計画地にサシバやハチクマなどの希少猛禽類等の渡りルートもあるので、事業の実施が障壁影響を生み出し、これらの渡り鳥が風車を大きく迂回したり、迂回した先の既設風車群によりバードストライクが発生すると考えられる。貴社における環境影響評価ではこれら複数の事業が一体のものとなって生じる累積的影響を適切に評価し、地域全体の環境影響、特に希少猛禽類に対する影響が最小になるよう、影響の回避低減策を講じるべきである。計画地およびその周辺においては、いわゆる発電所アセスのガイドラインにあるような一般的な環境影響評価だけでなく、計画地の環境について知見を持つ利害関係者や専門家とも十分に協議したうえで、実施する調査の内容を決定されることを求める。貴社においても、風車の建設にあたっては、野鳥の生息状況を十分に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう適切な対応をとることを強く求める。</p>	<p>計画地及びその周辺にはクマタカ等の希少猛禽類の生息地やサシバ、ハチクマ等の渡りルートが存在していると認識しています。また、周辺には複数の事業が計画されていることも認識しています。したがって、本事業の実施による影響のみならず、累積的影響についても、可能な限り適切に予測・評価を行い、必要に応じて専門家の助言を踏まえて影響の回避低減策を検討いたします。</p> <p>また、鳥類の調査の内容等については、方法書作成時に専門家のご意見を頂きましたが、さらなる専門家等との協議について検討いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>希少猛禽類の生息及び渡りに関する予測及び評価については第10章に記載しました。</p>
2-3	<p>(3) 鳥類以外への影響について</p> <p>①生態系の保全について</p> <p>計画地の面積の一部が日本森林浴の森100選にも選ばれている会津東山自然休養林と重なっており、風車の建設により、休養林として保全されている豊かな森林生態系が破壊される、または改変される恐れがあるが、そのことは森林保護も謳っている自然休養林としての存在意義が損なわれることになるため、休養林と重なる地域は計画地から除外することを強く求める。</p> <p>計画地の面積の大部分は、保安林で且つ会津山地緑の回廊に含まれており、奥羽山脈から三国山脈等に繋がる緑の回廊のネットワークの拠点となっている。緑の回廊は生物多様性の保全を目的として設定されているので、</p>	<p>計画地は、保安林や緑の回廊に含まれており、豊かな森林生態系が広がっております。また、クマタカ等の希少猛禽類が生息しております。</p> <p>このように生物多様性の高い地域であるため、事業による改変面積を極力、最小化する、移動経路を分断しない等、生態系への影響を低減するよう事業計画を検討いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>希少猛禽類の生息及び渡りに関する予測及び評価については第10章に記載しました。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>風車等の設置に伴い緑の回廊の環境を改変することは避けるべきである。計画地には絶滅危惧 IB 類に指定されているクマタカが複数つがい、高密度で生息している可能性が高い。生態系の頂点に立つクマタカ等の希少性猛禽類は、餌動物となる多くの野生生物を育む豊かな自然環境に支えられているので、森林伐採や土地の改変が行われれば、餌となる野ウサギ等の激減により、クマタカの生息地が奪われることとなる。計画地には優れた自然が多く残されており、環境省、林野庁が推進する生物多様性保全の観点から極めて損失が大きいと考えられる。本事業については、生物多様性保全の観点から、中止も含めて事業規模を大幅に見直すことを要望する。</p>	
2-4	<p>②累積的影響について 計画地の近傍には、前述のように他社の既設風車と大規模な増設計画、また、もう一つの他社による建設計画があるが、それらが計画通りすべて建設されると多数の風車が背炙山の尾根上に南北に並ぶことになる。それにより、生物多様性の保全を目的として設置された緑の回廊が環境改変により分断され、回廊の設置当初の趣旨が大きく損なわれる恐れが大きい。計画地のみで行う環境影響評価だけでは評価できない累積的影響について、既設の風車および計画の存在も含めて一体的に影響評価を行う、累積的環境影響評価の適切な実施を強く求める。</p>	<p>計画地近傍には既設風車のほか、増設計画があるため、専門家等の助言を踏まえて、累積的環境影響評価を実施する予定です。 【準備書における対応方針】 累積的な影響を検討するにあたり、周辺で計画中の他事業者の開発計画の情報収集に努めましたが、当該事業者の協力が得られなかったため、他事業者との累積的影響については検討しませんでした。</p>
2-5	<p>③景観について 計画地がある背炙山は会津若松市の市街地の東に位置し、歴史的にも有名な観光施設の鶴ヶ城の借景となっている。風車が建設されると尾根には人工物が並ぶことになり、その歴史的な自然景観や観光価値が損なわれることから、景観への影響を最小限にとどめるために建設位置や規模の再検討を求める。また、フォトモンタージュ等を用い風車の建設の前後でどのように景観が変わる予定であるかを示し、広く市民の意見を聴取すべきである。なお、評価の実施を建設稼働後に設定しているが、準備書作成前に市民の意見を聴取するなどして評価を行うべきである。</p>	<p>景観への影響を踏まえて風車の設置位置や規模を検討し、景観への影響低減を図ります。また、準備書段階では作成したフォトモンタージュを示して、住民のご意見を伺う予定です。 【準備書における対応方針】 景観に関する予測及び評価については第 10 章に記載しました。</p>
2-6	<p>④一般利用者への配慮について 計画地はハイキング、自然観察などで多くの市民に利用、親しまれている。その工事中および完成後も市民の継続的な利用を促進できるように配慮すべきである。</p>	<p>一般利用者の計画地での利用については、工事中、供用後において利用上の安全性等を踏まえながら、配慮いたします。 【準備書における対応方針】 人と自然との触れ合いの活動の場に関する予測及び評価については第 10 章に記載しました。</p>
2-7	<p>⑤地域住民への配慮事項について 計画地を含む背炙山には、若松と湊地区を結ぶ生活道路があり、歴史的著名人も利用した記録がある。民俗的な見地から住民意見を聴取するなど、事前調査を十分に実施するよう努めるべきである。</p>	<p>地域住民の方へのヒアリングを行い、計画地を含む周辺地域における配慮すべき事項に関する情報収集に努めます。 【準備書における対応方針】 景観や人と自然との触れ合いの活動の場に関する事項については、会津若松市の意見を踏まえ調査地点を追加し予測及び評価を行いその内容については第 10 章に記載しました。</p>

表 2-3 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 3）

埼玉県熊谷市 C 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
3-1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>意見は全文を順番どおり記載いたしました。</p>
3-2	<p>1. 方法書の段階において少なくとも哺乳類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>今後の調査等においても哺乳類の専門家にヒアリングを行う予定です。</p>
3-3	<p>2. 一方、P281 の鳥類の専門家が述べるコウモリ類の「夜間 LED ライトによる飛翔確認調査（P321 任意観察法）」はどのようなライトでも直接照射はコウモリ類の生息に大きな影響を与えるため実施するべきではない。特に餌場における実施は捕食阻害の影響が著しく、餌不足による出産哺育への障害、利用生息地阻害などが懸念され、夜行性動物に対するこの行為は光害として環境省も注意喚起を行っている（環境省 HP 光害について）。コウモリ類の研究者や愛好者から成り国内の唯一の全国組織である「コウモリの会」の HP においても強力ライトの使用は認めていない (http://www.bsccj.net/housotyuu090430.pdf)。</p>	<p>ご意見を踏まえて、コウモリ類の調査方法について検討いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>コウモリ類の現地調査については第 10 章に記載しました。</p>
3-4	<p>3. さらに鳥類の専門家が述べる「コウモリ類は風況観測塔のワイヤーを回避してワイヤー付近の高度において確認できない事例が確認されている」と述べているがそのような事例はない。実際はワイヤーを回避（探知）するためには超音波音声を発するため、地表から張られたワイヤーのすべての高度で音声が記録されている。このような科学的根拠のない情報は予測評価に用いるべきではない。</p>	<p>ご意見及び現地調査結果を踏まえて、予測評価を行います。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>コウモリ類の現地調査については第 10 章に記載しました。</p>
3-5	<p>4. コウモリ類のバットディテクター調査で使用する機種および記録方式を記載すること。</p>	<p>バットディテクター調査で使用する機種および記録方式を準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>コウモリ類の現地調査については第 10 章に記載しました。</p>
3-6	<p>5. 自動録音法で使用するコウモリ類調査用タワーの諸元を記載すること。</p>	<p>自動録音法で使用するコウモリ類調査用タワーの諸元を準備書以降の図書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>コウモリ類の現地調査については第 10 章に記載しました。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
3-7	6. 自動録音法で設置する各マイクの高さを記載すること。	自動録音法で設置する各マイクの高さを準備書以降の図書に記載いたします。 【準備書における対応方針】 コウモリ類の現地調査については第 10 章に記載しました。
3-8	7. 既設の風力発電所 (P325) において死骸探索調査を実施すべきである。なぜ実施しないのか見解を示すこと。	死骸探索調査は記載しておりませんが、ご意見を踏まえて、調査の必要性を検討いたします。 【準備書における対応方針】 既設の風力発電施設における死骸探索調査については、当該事業者の協力が得られなかったため、実施していません。
3-9	8. 今後はコウモリ類アセスメントに詳しい専門家から具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	コウモリ類アセスメントに詳しい専門家から具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った担当者による適切な調査、予測評価、保全措置を行ってまいります。 【準備書における対応方針】 現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第 10 章に記載しました。

表 2-4 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 4）

福島県会津若松市 D 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
4-1	1. 低周波被害について、個人差もある様だが全国的には風車による被害（半径 0~10km の範囲）の対応について検討、対策を示してほしい。	「騒音及び超低周波音」については、定量的な予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響を可能な限り回避又は極力低減できるよう配置を含め保全措置を検討してまいります。 超低周波音については、最新の環境省発表資料によると、風力発電と健康被害との因果関係は確認されておりませんが、超低周波音から受ける影響については、個人差があり、未解明な部分も多いことから、国内外における最新の事例や知見を参考にしながら、調査、予測及び評価を実施いたします。 【準備書における対応方針】 現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については、第 10 章に記載しました。
4-2	2. 風車建設による生態系への影響は少なからずみられる。特にクマについて必ず里に近づくことになるので対策を具体的に示してほしい。	現地調査による生息実態を基に、専門家等の助言、最新の知見等を踏まえて、クマへの対策について、関係機関と協議いたします。
4-3	3. 植物について「羽黒山の夏緑樹林」や「ジュウモンジシダーサワグルミ群集」は述べているが、貴重種個体についても調査、保全を種毎に示してほしい。	重要な植物及び群落等につきましては、公開されている情報に基づき整理しております。今後の植物調査において、貴重種の生育状況を把握し、事業による影響を踏まえて、環境保全措置を種毎に検討いたします。 【準備書における対応方針】 現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第 10 章に記載しました。

表 2-5 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 5）

福島県福島市 E 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
5-1	<p>本事業については、計画段階環境配慮書に対する意見において、鳥類への脅威、そして「保安林」「緑の回廊」への重大なる影響並びに景観の著しい悪化による観光への強い懸念を指摘し、事業の中止を強く求めましたが、本方法書における事業対象区域や風力発電機設置予定範囲等の内容には、環境への配慮が微塵も感じられません。提起された一般の意見を無視するように、風況、地形の優位性だけを根拠に進めていると思えてなりません。改めて、中止を排除せずに抜本的な見直しを求めます。また文中、7-2-2「方法書以降における手続き等における留意する・・・」についての対応方針では、多くの項目において、「可能な限り改変面積を最小限となるよう検討する」との文言が多用されていますが、抽象的で曖昧な表現であり、客観的で定量的な基準に沿った数値を示すべきではないでしょうか。具体的には伐採面積と降雨強度の関係性から求められる雨水増加量や風力発電機の回転数等によりバードストライクの確率の数値化（定格回転数＝新幹線並みの回転速度）等々、防災面、生態系保護が科学的にも担保されることによって事業が成立することを証明すべきであります。多くの場合、改変面積を最小限にしたと言って、発電機設置箇所の変更面積（伐採面積）は施工面を優先したものとならないでしょうか？一機あたり 0.3ha～0.5ha の伐採空間と新幹線並みの回転速度を持った巨大な機械設備が山上に出現することの多面的影響を慎重に検討しなければなりません。加えて、「緑の回廊」の管理方針として「公用公共用の活用要望により変更を行う場合は設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する」との扱いであり、且つ、高齢級の天然林は禁伐的な扱いとすることとなっています。本事業での発電機設置予定範囲南部の 12 林班（ほ 1～4 小班）、15 林班（ほ 4～6 小班）には林齢 101 年以上の天然林が含まれており、厳格な保全が不可欠であることを、そして「会津山地緑の回廊」の設定に係わった者とし付記します。</p> <p>最後に本事業における計画段階環境配慮書に係わる意見提起をさせていただいたが（令和 2 年 9 月 3 日郵送＝同日消印）、本方法書へ未掲載となっている。改めて同封する。</p> <p>本事業は「国有保安林」並びに「緑の回廊」指定地を事業想定区域としており、生態系の保全や防災面への配慮を欠いた事業と言わざるを得ません。さらに、既存施設によって、毀損してしまった秀逸な景観がさらなる風車の設置によって、壊滅的な状況となることは必至で、本県観光への影響は甚大であります。また、「緑の回廊」は民有林等を含めた山域全体の一部に過ぎず、聖域とも言える地域が失われることによって、野生生物の生息環境を脅かし、地域住民や観光客へ直接的な影響を及ぼすことが想定されます。加えて、同区域は「（仮称）</p>	<p>準備書の作成に当たっては、今後の測量等を踏まえた事業計画の詳細な検討や、動植物等の現地調査結果を基に、可能な限り定量的な予測及び評価を実施いたします。</p> <p>また、「国有林」及び「緑の回廊」における事業であることを鑑み、事業の実施に際しては森林管理署の助言等を踏まえて、慎重に対応させていただきます。</p> <p>配慮書段階でいただきました生態系の保全や景観、鳥類への影響、隣接する事業を踏まえた累積的影響等に対するご意見を受けて、今後、詳細な現地調査を実施し、専門家等の助言を踏まえて、本事業の実施による影響を適切に予測、評価してまいります。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>動植物、生態系及び景観に関する現地調査結果及び予測評価を踏まえた環境保全措置については第 10 章に記載しました。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>会津若松ウインドファーム増設事業（本年7月29日配慮書公告）」想定区域の一部と重複しており、隣接地域には既存事業地に加え、新規事業地も存在することから、風況的好条件である稜線上に風力発電機が集中することとなりますが、それこそは、鳥類への大きな脅威であります。以上より、本事業については、強く中止を求めます。</p>	

6.2 方法書についての県知事意見及び事業者の見解

6.2.1 方法書についての福島県知事意見及び事業者の見解

方法書に対する福島県知事と事業者の見解は、表 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1(1) 方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解

No.	福島県知事意見の内容	事業者の見解
1-1	<p>1 総括的事項</p> <p>(1) 本事業計画は、会津若松市内の山稜部で大規模な風力発電事業を開発するものであり、自然環境及び生活環境に相当の範囲で影響が及ぶことが想定されることから、環境影響評価の実施に当たっては、その基礎となる資料の収集及び整理を含め十全を期すこと。</p>	<p>本事業の実施に伴い、自然環境及び生活環境に相当の範囲で影響が及ぶことが想定されますので、環境影響評価の実施に当たっては、その基礎となる資料の収集及び整理等について、十分な対応を図りました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 p3.1-1 (51) ~</p>
1-2	<p>(2) 環境影響評価を実施するに当たっては、十分な基礎資料のもと、必要に応じて専門家の助言を得ながら最新の知見及び評価手法を採用し、計画を具体化した上で、住宅等の分布、利水状況、風況、自然状況、近年の気象状況等を踏まえ、多面的な視点に立って綿密な調査を実施すること。</p> <p>また、対象事業実施区域の周辺で計画されている別の風力発電事業との累積的な環境負荷について、可能な限り環境影響評価に反映させること。</p> <p>その上で、環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。</p>	<p>環境影響評価を実施するに当たっては、十分な基礎資料のもと、必要に応じて専門家の助言を得ながら最新の知見及び評価手法を採用し、計画を具体化した上で、住宅等の分布、利水状況、風況、自然状況、近年の気象状況等を踏まえ、多面的な視点に立って綿密な調査を検討し、実施いたしました。</p> <p>対象事業実施区域の周辺で計画されている別の風力発電事業との累積的な環境負荷について、情報収集に努めながら、可能な限り環境影響評価に反映いたしました。</p> <p>環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を検討いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 p3.1-1 (51) ~</p> <p>第10章 環境影響評価の結果（全般） p10.1.1.-1 (435) ~</p>
1-3	<p>(3) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の記載に当たっては、風力発電機と関係設備の配置、規模や構造等の他、接続道路等の土地の改変を含めた施工計画について、できる限り具体的に記載すること。</p>	<p>準備書の記載に当たっては、風力発電機と関係設備の配置、規模や構造等の他、接続道路等の土地の改変を含めた施工計画について、できる限り具体的に記載いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第2章 対象事業の目的及び内容 p2.1-1 (2) ~</p>
1-4	<p>(4) 準備書の記載に当たっては、平易な表現や図を用いるなど、住民等に分かり易い内容を工夫するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットなどでの閲覧を可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。</p>	<p>準備書の記載に当たっては、平易な表現や図を用いるなど、住民等に分かり易い内容で整理いたしました。また、環境影響評価図書の縦覧期間終了後もインターネットなどでの閲覧を可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めます。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>準備書記載内容全般及び準備書広告縦覧段階で対応。</p>

1-5	<p>(5) 本事業の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、対象事業実施区域及びその周辺の住民等に対し、事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに、住民等からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の住民等に対し、事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに、住民等からの意見や要望に対して誠意を持って対応いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】 準備書広告縦覧段階で対応。</p>
1-6	<p>(6) 風力発電所供用開始後に苦情等が寄せられた際の、施設の稼働調整や追加の環境保全措置等、具体的な対応について検討して、準備書に記載すること。</p>	<p>風力発電所供用開始後に苦情等が寄せられた際の、施設の稼働調整や追加の環境保全措置等、具体的な対応について検討して、準備書に記載いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】 第2章 対象事業の目的及び内容 2. 主要な建物等 p2.2-37 (40) ・ p2.2-40 (43)</p>
1-7	<p>(7) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度 (FIT) による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。</p> <p>また、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。</p>	<p>今後も事業検証を重ねた上で、適切な環境保全措置を実施するとともに、事業として継続ができるような計画とし、準備書以降の図書で整理いたします。また、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、検討いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】 第10章 10.2.1 環境の保全のための措置の基本的な考え方 p10.2-1 (1146)</p>

表 6.2-1(2) 方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解

No.	福島県知事意見の内容	事業者の見解
2	<p>2 大気環境について</p> <p>風力発電機等を小名浜港から福島県内を通過して対象事業実施区域まで輸送する計画であることから、建設機械や輸送車両から発生する窒素酸化物、粉じん等が周辺に存在する住宅や学校等における生活環境の保全に支障を及ぼさないよう、適切な環境保全措置を検討し、その内容を準備書に具体的に記載すること。</p>	<p>建設機械や輸送車両から発生する窒素酸化物、粉じん等が周辺に存在する住宅や学校等における生活環境の保全に支障を及ぼさないよう、適切な環境保全措置を検討し、その内容を準備書に具体的に記載いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 10 章 環境影響評価の結果 1. 大気質（窒素酸化物）(c) 評価の結果 p10.1.1-37 (473)</p> <p>2. 大気質（粉じん）(c) 評価の結果 p10.1.1-51 (487)</p>
3-1	<p>3 騒音・振動について</p> <p>(1) 本事業の実施に伴い発生する騒音及び振動について、工事用資材の輸送等を含め周辺住民の生活環境等に影響が及ばないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。</p>	<p>本事業の実施に伴い発生する騒音及び振動について、工事用資材の輸送等を含め周辺住民の生活環境等に影響が及ばないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 10 章 環境影響評価の結果 1.1.1.3 騒音(2) 予測及び評価の結果 p10.1.1-79 (515) ~ 1.1.1.5 振動(2) 予測及び評価の結果 p10.1.1-160 (596) ~</p>
3-2	<p>(2) 低周波音の影響は科学的に未解明な部分も多いことから、過去の苦情発生事例等を参照し、影響をできる限り回避又は低減させる風力発電機の機種、稼働制限等の措置、風力発電機を住宅等から十分離して設置する措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。</p>	<p>低周波音の影響については、過去の苦情発生事例等を参照し、影響をできる限り回避又は低減させる風力発電機の機種、稼働制限等の措置、風力発電機を住宅等から十分離して設置する措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 10 章 環境影響評価の結果 1.1.1.4 低周波音(c) 評価の結果 p10.1.1-155 (591)</p>
4-1	<p>4 地形・地盤について</p> <p>(1) 大型風力発電機は安定した地盤上に設置されることが不可欠であることから、十分な地盤調査を実施し、地すべり誘発被害等が生じないよう設置位置、設置方法を検討し、その結果を踏まえた具体的な対策を準備書に記載すること。</p>	<p>十分な地盤調査を実施し、地すべり誘発被害等が生じないよう設置位置、設置方法を検討し、その結果を踏まえた具体的な対策を準備書に記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 2. 建設工事 p2.2-10 (11)</p>

4-2	<p>(2) 造成工事における切土・盛土高及び切土・盛土量を具体的に準備書に記載すること。また、土地の改変等は関係機関と協議の上、土砂の流出や斜面の安定に係る対策等を検討して、適切な施工計画とすること。</p>	<p>造成工事における切土・盛土高及び切土・盛土量を具体的に準備書に記載いたします。また、土地の改変等は林野庁等の関係機関と協議の上、土砂の流出や斜面の安定に係る対策等を検討いたします。</p> <p>【準備書針】</p> <p>第2章 対象事業の目的及び内容 2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 2. 建設工事 p2.2-10 (11)</p> <p>なお、造成工事における切土・盛土量は以下の資料に記載しております。</p> <p>【準備書】</p> <p>第2章 対象事業の目的及び内容 2.2.8 切土、盛土その他土地の造成に関する事項 p2.2-32 (33)</p>
4-3	<p>(3) 残土の一時的な保管は、関係法令に従い、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨等により濁水が発生しないよう適切に管理すること。</p>	<p>残土の一時的な保管は、関係法令に従い、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨等により濁水が発生しないよう適切に管理いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第2章 対象事業の目的及び内容 2.2.8 切土、盛土その他土地の造成に関する事項 2.2.8 土石の捨場又は採取場に関する事項 p2.2-32 (33) ・ p2.2-34 (35)</p>

表 6.2-1(3) 方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解

No.	福島県知事意見の内容	事業者の見解
5-1	<p>5 水環境について</p> <p>(1) 上馬渡水源の位置が実際と異なるため、正しい位置で調査を行うこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、再度、関係機関に聞き取りを行い、上馬渡水源の正しい位置を確認し、準備書に反映いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 p3.2-15 (162) 図 3.2-7 水道等取水地点</p>
5-2	<p>(2) 対象事業実施区域北西部には水源かん養保安林が位置し、周辺に簡易水道や給水施設の水源が複数存在することから、本事業が地下水を含めた周辺の水質及び水循環に与える影響を十分調査し、影響に対する保全措置を準備書に具体的に記載すること。</p> <p>加えて本事業の工事及び供用により飲用水の供給等に支障が生じた場合の対応策を検討し、準備書に具体的に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域周辺に簡易水道や給水施設の水源が複数存在することから、本事業が地下水を含めた周辺の水質及び水循環に与える影響を十分調査し、影響に対する保全措置を準備書に具体的に記載いたしました。</p> <p>また、本事業の工事及び供用により飲用水の供給等に支障が生じた場合の対応策を検討し、準備書に具体的に記載いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 3.1.2 水環境の状況 p3.1.19 (69) ~ p2.1-28 (78)</p> <p>第2章 2.2.10 供用後の定常状態における操業規模に関する事項 2.主要な建築物(4)一般排水に関する事項 p10.1.2-37 (38)</p>
5-3	<p>(3) 沈砂池は近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に濁水流出防止可能な設計とすること。併せて維持管理方法を検討し、その内容を準備書に具体的に記載すること。</p>	<p>沈砂池は近年の気象状況を踏まえ、十分に濁水流出防止可能な設計を行いました。また、沈砂池の維持管理方法を検討し、その内容を準備書に具体的に記載いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第2章 対象事業の目的及び内容 2.2.7 2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 8. 工事中の排水に関する事項 p2.2-29 (30)</p>
5-4	<p>(4) 工事中及び供用中に使用される油類や農薬等の薬品による水質事故発生時の対処について検討し、準備書に記載すること。</p>	<p>工事中及び供用中に使用される油類や農薬等の薬品による水質事故発生時の対処について検討いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第2章 対象事業の目的及び内容 2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 8. 工事中の排水に関する事項 p2.2-30 (31) (排水はすべて回収し外部の中間処理施設に持ち出し適正に処理)</p>
6-1	<p>6 動植物・生態系について</p> <p>(1) ラインセンサス法の調査は、ルートを事業実施想定区域南端まで設定して行うこと。</p>	<p>ラインセンサス法の調査は、ルートを事業実施想定区域南端まで設定して行いました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第10章 環境影響評価の結果 1.1.4 動物(イ)調査方法 p10.1.4-35 (681)</p>
6-2	<p>(2) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生育・生息も予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定し、複数の風力発電機の並立が、野生生物の移動経路に影響を及ぼすことのないような計画とすること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生育・生息が予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定し、複数の風力発電機の並立が、野生生物の移動経路に影響を及ぼすことのないような計</p>

		画を検討いたしました。
6-3	<p>(3) 現地調査の結果、希少な猛禽類やコウモリ類等の生息、繁殖が確認された場合には、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、風力発電機のブレードの視認性を高める塗装、風力発電機ナセル等へのコウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置、採餌のために風力発電機の敷地に接近することを抑制する効果のある木質チップや砂利の敷き撒き等の環境保全措置を検討して準備書に記載すること。</p>	<p>現地調査の結果、希少な猛禽類やコウモリ類等の生息、繁殖が確認された場合には、現地調査結果や生態等を踏まえて、影響を予測評価し、保全措置が必要な場合は、適切な環境保全措置を検討し、準備書に記載いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 10 章 環境影響評価の結果 1.1.4 動物 (2) 予測及び評価結果 p10.1.4-171 (817)</p>
6-4	<p>(4) 風力発電機の大きさに合わせ、地上から 180m のコウモリ類の調査を行うこと。この際使用する観測塔は、観測への影響を避けるため支線ワイヤの無いものとする。</p> <p>支線ワイヤの無い観測塔が設置できない場合は、遠赤外線ビデオと紫外線カットの LED ライトによる高空探知 (30 秒照射、30 秒消灯を反復) を併用した調査を行うこと。なお、LED ライトは高度 150m で、直径 80m 程度の照射能力を有する機種とすること。</p>	<p>コウモリ類の調査については、改めて専門家からのご意見をいただきながら、適切な調査手法を検討いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 10 章 環境影響評価の結果 1.1.4 動物 (i) コウモリ類調査 p10.1.4-8 (654)</p>
6-5	<p>(5) 施設の配置及び施工方法については、鳥類の営巣活動に極力影響がないように計画し、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するための環境保全措置を実施すること。</p> <p>特に、希少猛禽類調査の定点観測地点からは事業区域内を十分視認できないことから、事業区域内を十分確認できる調査地点を追加した上で調査を行うこと。</p> <p>また、緑の回廊における渡り鳥の飛翔実態を明らかにするには調査回数が不足していることから、十分な調査回数を確保すること。</p>	<p>施設の配置及び施工方法については、鳥類の営巣活動に極力影響がないように計画し、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するための環境保全措置を検討いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 10 章 環境影響評価の結果 1.1.4 動物</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 10 章 環境影響評価の結果 1.1.4 動物 (2) 予測及び評価結果 p10.1.4-171 (817)</p> <p>希少猛禽類調査については、事業区域内を十分確認できる調査地点 (移動定点を含む) を追加した上で調査を行いました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 10 章 環境影響評価の結果 1.1.4 動物 図 10.1.4-9 p10.1.4-49 (695)</p> <p>緑の回廊における渡り鳥の飛翔実態を明らかにするため、十分な調査回数を検討いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 10 章 環境影響評価の結果 1.1.4 動物 i 秋季調査 p10.1.4-61 (707)</p>

表 6.2-1(4) 方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解

No.	福島県知事意見の内容	事業者の見解
6-6	<p>(6) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育範囲が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないような施工計画を検討すること。</p> <p>なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう、在来植物種の採用を優先して検討すること。</p>	<p>植物調査において土地改変区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握いたします。また、確認される外来植物種の分布状況を踏まえて、必要に応じて、その生育範囲が拡大しないような施工計画を検討いたしました。</p> <p>伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう、在来植物種の採用を優先して検討いたしました。</p> <p>なお、在来植物の採用については以下の資料に記載しております。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第2章 対象事業の目的及び内容 2.2.7 工事の実施に係る工法期間及び工程計画に関する事項 20. 主要な工事方法及び規模 p2.2-10 (11)</p>
7-1	<p>7 景観について</p> <p>(1) 「鶴ヶ城周辺地区」、「景観街づくり協定地区」、「会津若松市役所各庁舎」、「JR 会津若松駅前」、「湊地区」、「背炙山（猪苗代湖・磐梯山を望む眺望点）」を主要な眺望点に追加し、景観への影響調査を行うこと。</p> <p>特に会津若松市には「会津若松市景観計画区域」が設定されていることに留意すること。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「鶴ヶ城周辺地区」、「景観街づくり協定地区」、「会津若松市役所各庁舎」、「JR 会津若松駅前」、「湊地区」、「背炙山（猪苗代湖・磐梯山を望む眺望点）」を主要な眺望点の候補として追加検討いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第10章 環境影響評価の結果 1.1.7 景観図 10.1.7-1 p10.1.7-4 (1091)</p>
7-2	<p>(2) 「長浜」、「白鳥ヶ浜」、「天神浜」等の猪苗代湖北岸からの景観について、主要な眺望点を追加し、景観への影響調査を行うこと。</p>	<p>「長浜」については、近傍に既設の主要な眺望点が2箇所（天鏡閣、福島県迎賓館）ありますので、既設の眺望点との位置関係を踏まえながら、主要眺望点の候補として検討いたしました。</p> <p>「白鳥ヶ浜」については、主要な眺望点の候補として追加検討いたしました。</p> <p>なお、「天神浜」は主要な眺望点として以下の資料に記載しております。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第10章 環境影響評価の結果 1.1.7 景観図 10.1.7-1 p10.1.7-4 (1091)</p>

表 6.2-1(5) 方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解

No.	福島県知事意見の内容	事業者の見解
7-3	<p>(3) 風力発電機の大きさ、形、塗色、配置等によっては対象事業実施区域及びその周辺において供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の影響が予想されることから、フォトモンタージュ法を用いた調査、予測及び評価を踏まえ、目立たない配置を工夫する等の景観への影響を最大限回避または低減するための対策を検討し、その内容を具体的に準備書に記載すること。</p> <p>特に、垂直視野角による調査の結果、背炙山公園や猪苗代湖畔周辺での影響が懸念されており、関係市町から事業区域周辺の景観への影響を懸念する意見が提出されていることに留意すること。</p>	<p>フォトモンタージュ法を用いた調査、予測及び評価を踏まえ、目立たない配置を工夫する等の景観への影響を最大限回避または低減するための対策を検討し、その内容を具体的に準備書に記載いたしました。</p> <p>【準備書における対応方針】 第 10 章 環境影響評価の結果 1.1.7 景観図 10.1.7-2 p10.1.7-10 (1097) ～</p>
7-4	<p>(4) 可視領域に含まれていない地点から、視認されないはずの風力発電機が視認されることがないように予測は正確に行うこと。</p>	<p>可視領域に含まれていない地点から、視認されないはずの風力発電機が視認されることがないように正確に予測を行いました。</p>
8-1	<p>8 廃棄物等について</p> <p>(1) 工事に伴い発生することが想定される伐採木、その他廃棄物の種類及び量等について、具体的な内容を準備書に記載すること。また、対象事業実施区域外に搬出する廃棄物の具体的な処理方法を準備書に記載すること。</p> <p>なお、伐採木を現地で再利用する場合はその利用方法（発電所内での利用場所、利用量等）を可能な限り明確にして準備書に記載すること。加えて、伐採木を木質チップに加工して事業区域に敷設する場合は、降雨等による周辺への流出を防止する措置についても検討し、併せて準備書に記載すること。</p>	<p>工事に伴い発生することが想定される伐採木、その他廃棄物の種類及び量等について、具体的な内容を準備書に記載いたします。また、対象事業実施区域外に搬出する廃棄物の具体的な処理方法を準備書に記載いたします。</p> <p>伐採木を現地で再利用する場合はその利用方法（発電所内での利用場所、利用量等）を可能な限り明確にして準備書に記載いたします。</p> <p>事業区域は概ね国有林に該当しているため、伐採木の処分や事業区域での利用については、関係機関との協議を踏まえて検討いたします。</p>
8-2	<p>(2) 廃棄物を事業場内外で一時的に保管する場合は、関係法令に従い、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨等により流出や地下浸透しないよう適切に行うこと。</p>	<p>廃棄物を事業場内外で一時的に保管する場合は、関係法令に従い、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨等により流出や地下浸透しないよう適切に行います。</p>

<p>9-1</p>	<p>9 電波障害について</p> <p>事業区域北の背炙山山頂には複数の電波塔が設置されており、発電機の設置により周辺の電波送受信環境に影響が出るおそれがある。発電機の設置による電波障害の影響を調査及び評価し、準備書に記載すること。</p> <p>また調査の結果にかかわらず、電波障害が発生した場合の措置について検討し、併せて準備書に具体的に記載すること。</p>	<p>発電機の設置による電波障害の影響を調査及び評価し、準備書に記載いたしました。また、電波障害が発生した場合の措置について検討し、併せて準備書に具体的に記載いたしました。</p> <p>なお、電波障害の調査及び評価は以下の資料に記載しております。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第 10 章 環境影響評価の結果 1.1.3.2 電波障害 p10.1.3-8 (645) ～p10.1.3-9 (646)</p>
------------	---	--

表 6.2-1(6) 方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解

No.	福島県知事意見の内容	事業者の見解
10-1	<p>10 その他</p> <p>(1) 風力発電所の供用期間中における温室効果ガスの排出削減効果を準備書に記載すること。なお、記載に当たっては、火力発電所との比較のほか、風力発電所の工事に伴う森林伐採による貯留炭素の排出量換算値及び消失した森林の風力発電所供用年数中の温室効果ガス吸収予定量も考慮すること。</p>	<p>風力発電所の供用期間中における温室効果ガスの排出削減効果を準備書に記載いたします。記載に当たっては、火力発電所との比較のほか、風力発電所の工事に伴う森林伐採による貯留炭素の排出量換算値及び消失した森林の風力発電所供用年数中の温室効果ガス吸収予定量も考慮いたしました。</p> <p>なお、風力発電所の供用期間中における温室効果ガスの排出削減効果は、以下の資料に記載しております。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第2章 対象事業の目的及び内容 2.2.11 その他の事項 3.温室効果ガス削減効果について p2.2-47 (48)</p>
10-2	<p>(2) 近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例が増加していることから、発電所稼働中の維持・安全管理、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。</p>	<p>近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例が増加していることから、発電所稼働中の維持・安全管理、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その結果を準備書に具体的に記載しました。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第2章 対象事業の目的及び内容 2.2.10 供用後の定常状態における操業規模に関する事項 2.主要な建物等(8)発電所稼働中の維持・安全管理 p2.2-42 (43)</p>
10-3	<p>(3) 工事関係車両の走行等に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策に十分に配慮すること。</p>	<p>工事関係車両の走行等に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策に十分に配慮いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】</p> <p>第2章 対象事業の目的及び内容 2.2.7 2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 5.工所用資材等の運搬の方法及び規模 p2.2-25 (26)</p>
10-4	<p>(4) 今後の事業展開に当たっては、対象事業実施区域及び、その周辺の農林水産業等に影響を及ぼすことがないように、事業計画を十分に検討し、関係機関との協議の上で実施すること。</p>	<p>今後の事業展開に当たっては、対象事業実施区域及び、その周辺の農林水産業等に影響を及ぼすことがないように、事業計画を十分に検討し、関係機関との協議の上で実施いたします。</p>
10-5	<p>(5) 計画地域の農地の有無、法定外公共物の有無等を確認し、関係法令に基づいて必要な手続きを行うこと。</p>	<p>計画地域の農地の有無、法定外公共物の有無等を確認し、関係法令に基づいて必要な手続きを行います。</p>